

議案第57号

土地改良事業計画の策定について

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第2項の規定により、次のとおり土地改良事業計画の概要を定める。

土地改良事業計画概要書

1 事業の目的

この事業は、国営かんがい排水事業幕別地区によって造成された幕別ダムの維持管理を適正に実施することにより、畑地かんがい用水の合理的な補給を行い、農業生産の向上と農業経営の安定を図ることを目的とする。

2 地域の所在・地積及び現況

(1) 地域の所在

本地区は、十勝管内の中央部に位置し、北海道中川郡幕別町に拓けた受益面積1,153haの畑作地帯である。

(2) 地域の現況

ア 地形

この地域は、十勝川に隣接し火山灰性土壌の洪積土及び沖積土からなる比較的平坦な地帯である。

イ 気象

地域は、内陸性の気候を呈する。

日照時間が長く、温暖乾燥で年平均気温は6.1℃である。農作物の生育期間の平均気温は15.6℃と比較的高く、年間降水量は907mmと少ない。農耕期の降水量は547mmである。

5月～9月の平均気温 15.6℃

5月～9月の平均降水量 547mm

年間平均気温 6.1℃

年間平均降水量 907mm

根雪期間 12月6日～3月24日

無霜期間 5月8日～10月10日

ウ 水利状況

国営幕別土地改良事業により造成された幕別ダム、用水路により畑地かんがい用水が供給されている。

エ 営農状況

本地区は肥沃な大地と気象条件に恵まれ、畑作を中心とした経営が展開されており、畑作4品（小麦、ばれいしょ、豆類、てんさい）及びながいも、たまねぎ、キャベツ、レタスなど高収益作物を中心に作付されている。

オ 地域の地積及び農家戸数

	農家戸数	畑	牧草畑	合計
幕別地区	53 戸	1,153 ha	—	1,153 ha

3 維持管理の要領

(1) 管理者

管理者	備 考
幕別町	農林水産省と管理受託契約を結び施設の管理を行う。

(2) 維持管理すべき施設

ア 位置

中川郡幕別町字日新34番地

イ 河川名

一級河川十勝川水系猿別川支流稲土別川

ウ 受益面積

1, 1 5 3 ha

エ 施設概要

1) 幕別ダム

形 式	均一型フィルダム			
堤 高	26.9 m	総貯水量	2,300	千m ³
堤 長	335 m	有効貯水量	2,000	千m ³
堤体積	868 千m ³	計画洪水量	150	m ³ /s

(3) 維持管理の方法

ア 貯水及び放流の方法

幕別町畑地かんがい用水施設条例、施行規則及び幕別ダム管理規定に基づき貯水、放流する。

流水の貯留は、表－１に掲げる量を越える場合に限り、その越える部分の範囲内で行われることとし、流入量が表－１に掲げる量を下回る場合においては、その流入量の相当する貯水を放流することとする。

放流管ゲートからの放流は、下流の水位の急激な変動を生じないよう別に定めるところによって行うものとする。

放流により、下流の水位が急激に上昇する恐れがある場合は、別に定める機関への通知を放流の１時間前にすることとする。一般に周知させるために必要な措置は、ダム地点から旧途別川合流地点までの稲士別川の区間とし、サイレン及び警報車の拡声機により行う。

表－１

期 間	１月１日～１２月３１日
流入量	0.05 m ³ /s

イ 取水の方法

幕別ダム管理規定に基づき取水する。貯水池の常時満水位は標高76.9mで、最低水位は標高65.50mとする。また、取水期間は通年で、取水量は表－２のとおりとする。

表－２

(単位：m³/s)

施設名	用 水 量					
	4/11 ～ 5/20	5/21 ～ 7/31	8/1 ～ 8/31	9/1～9/30 3/11～4/10	10/1～10/15 12/1～2/10	10/16～11/30 2/11～3/10
	0.137	0.345	0.287	0.005	0.004	0.03

年間総取水量 2,460千m³

ウ かんばつ時における措置

渇水年において、計画用水量の確保が困難と認められるときは、関係利水団体と協議し、貯水量の範囲内において期間別流量を定め、必要水量を取水する。

エ 洪水時における措置

幕別町に大雨警報が出された場合、洪水警戒体制をとり、気象情報の収集とダムの安全管理に努め、ダム洪水吐等からの放流により、下流の水位が急激に上昇する恐れがある場合には当該地点から旧途別川合流地点までの稲士別川の区間について、サイレン及び警報車の拡声機により一般に周知させる。

また、消防、警察及び関係機関と密接な連携を図って、災害防止に努める。

4 費用の概算

年間 15,124千円

但し、物価の変動、施設の損傷等により変更する場合がある。

5 環境との調和への配慮

維持管理事業においては、取水・草刈り等を適切に行い、河川の水質保全を図るとともに、ダム周辺に多数の生息している野生動植物への配慮を行う。

6 効 用

畑地かんがい用水を確保し、合理的な放流・取水を行うことによって、農業生産の安定と向上を図る。また、維持管理の適正な実施によって、施設の効果を十分に発揮させると共に、その施設の耐用年数を維持することができる。

7 他の事業との関係

(1) 農業部門内における他事業との関係及び調整方法

現在、国営幕別土地改良事業の関連事業である道営土地改良事業が実施されているが、維持管理事業を効率的に行うため、連絡調整を図る。

(2) 農業部門外の他事業との関係及び調整方法

幕別ダムは十勝川水系治水協定（令和２年５月２９日締結）に事前放流等（時期ごとの貯水位運用により洪水を調節するための容量を利水容量から確保する。）を実施するダムとして位置付けられている。

また、十勝川水系流域治水プロジェクトにも事前放流等を実施するダムとして位置付けられている。

8. 計画概要図

